

外国人市民の相談窓口を設置

外国人市民からの相談ニーズに応えるため、三木市国際交流協会と連携を図りながら、各種行政手続、日常生活や在留資格などに関する一元的相談窓口を設置し、外国人市民の支援の充実を図ります。

- 1 窓口設置** 5月1日（金）
- 2 相談日時** 月曜～金曜日 午前9時～正午、午後1時～5時
- 3 相談場所** 三木市役所 4階 国際交流プラザ
三木市市民協働課多文化共生係 0794-89-2315
三木市国際交流協会 0794-89-2318
- 4 相談内容** 各種行政手続、日常生活や在留資格など、外国人市民が日本で生活していく中での困りごとや知りたいことについて、相談や情報提供を行います。
※ 相談内容に応じて、必要な手続や専門的な機関への取り次ぎを行います。また、職員が話せない言葉については、翻訳機を使って対応します。
- 5 周知方法** 5月号広報、ホームページ掲載。
チラシは、三木市役所市民課、吉川支所など関係各課、各市立公民館等の市の施設に設置します。

問い合わせ先 三木市市民生活部市民協働課多文化共生係
電話 0794-82-2000（内線 3559・5416）
三木市国際交流協会
電話 0794-89-2318